

平成31年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 平成31年4月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 4時00分
4. 閉議時刻 午後 5時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	吉岡徳夫	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	欠席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。定刻より早くお集まりいただき誠にありがとうございます。  
ございます。

このところ暑い日や寒い日と移り変わりが激しく、体調がついて行  
けず、喉が少しおかしいのでお聞き苦しいかもしれませんがよろしく  
お願いいたします。

このメンバーでは初めての定例総会になりますが、進行につきまして  
皆さんよろしくお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思いま  
す。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願い  
いたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成31年皆野町農業委員  
会第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を  
進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、9番、四方田順造委員。1名で  
ございます。

次に議事録署名人に、

1番、横田和子委員

2番、野澤辰雄委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異  
議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

1番、横田和子委員

2番、野澤辰雄委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件を議  
題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、日野沢域担当の、高橋清勝委員に

対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域担当 高橋委員

18日に事務局と高橋委員と現地に行ってきました。  
地図をご覧ください。〇〇〇の手前を〇〇〇の方に進み、〇〇〇の上のお宅の周りの畑が申請地になります。畑はきれいにされていて、にんにく、玉葱、葱が植えられていました。  
遊休農地にしないためにもよろしいと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

浅見会長

農業委員として、12番、高橋健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

12番 高橋委員

18日に同行いたしました。〇〇地区でございますが、毎年農地調査を行う度に荒廃農地が増えているところでございます。  
申請人は娘婿とのことで身内と聞いております。そのような方が耕作してくれることはありがたいことでございます。  
よろしくご審議の程よろしくお願ひいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。  
本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の賃貸権の設定に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。  
本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。  
番号2について審議します  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、金沢域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当  
田中委員

19日に事務局と新井委員と私の3人で調査してきました。  
案内図をご覧ください。地図外ですが、〇〇〇、今〇〇〇の先を〇〇方面に下った先の信号を左に〇〇〇方面に500m程度進んだ所が地図上の〇〇〇になります。この橋を手前に入っていく道の道下になります。ここの一部は昨年〇〇〇の農業部会が薩摩芋を作っていました。申請人も重機を持っており農地をきれいに整備されていますので問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、13番、新井義虎委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

13番  
新井委員

私も同行して参りました。申請人は常日頃農業に熱心に取り組んでおられる方でございます。同じ譲渡人から譲り受けた土地もきちんと整備して果樹の植樹もしっかりされているので問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。  
本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の賃貸権の設定に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。  
続きまして、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。  
番号1について審議いたします。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

吉岡委員と私と事務局で現地を確認して参りましたので説明いたし  
ます。

地図をご覧ください。〇〇〇の〇〇交差点を〇〇〇の方に進んで直ぐ  
を右に100mに登り、更に右に15m程度入ったところが申請地と  
なります。

現地は、野菜が少し栽培されており、昔の椎茸小屋のようなビニール  
ハウスが有りました。周辺は住宅が点在しており、周辺農地への影  
響はないところですので問題ないと思います。よろしくご審議の程お  
願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、吉岡徳夫委員も農地の状況確  
認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番  
吉岡委員

田島委員の説明のとおりです。詳細をお話ししますと、譲受人は9  
0歳を過ぎております。昨年の農地調査の際にはとうもろこしを栽培  
しており、お話もしました。高齢になり、お子さんが住宅を建てると  
のこと。周りは住宅や駐車場ばかりになってしましまして、家を建て  
るのには問題ないと思います。よろしくお願ひします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす  
る委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに  
決定いたしました。

	<p>番号2について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。
国神区域担当 土屋委員	<p>16日に小池委員と事務局と現地を見て参りました。</p> <p>場所は案内図を見てもらいますと、〇〇〇の県道の〇〇の信号を右に上がっていき2km。〇〇〇へ登っていく道に入る手前200mの旧道に入った所になります。ちょうど1年前に同じ申請人の資材置場で現地確認しておりまして、その隣になります。配置図を見ていただきますと、大きい土地は物置が建っております。小さい方は道路の間の土地になりまして車2台の駐車場にしたいとのことでした。</p> <p>周りも耕作されておりませんので、問題ないと思います。審議の程をお願いいたします。</p>
浅見会長	農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
5番 小池委員	<p>16日に土屋委員、事務局と現地確認をして参りました。</p> <p>初めての現地確認でしたが、周辺の状況から問題ないと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p>

以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。